事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この要領は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

三　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し契約事務取扱要領第14条第１項ただし書きの規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　契約担当職は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱要領第９条第２項の規定による資格の審査については、随時に、しなければならない。

２　契約担当職は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱要領第９条第４項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度ごとに、官報により公示しなければならない。

３　契約担当職は、指名競争による特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

４　契約担当職は、指名競争による特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項、資格審査の項目及び申請の期日等について官報により公示しなければならない。

５　契約担当職は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　契約担当職は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じて、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）

第５条　契約担当職が特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約担当職は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条による公告は契約事務取扱要領第10条第１項各号に掲げる事項及び同条第２項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてするものとする。

一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

二　契約事務取扱要領第９条第２項の規定による申請の時期及び場所

三　第10条に規定する文書の交付に関する事項

四　落札者の決定の方法

２　契約担当職は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約担当職は、前項の規定による公告において、契約担当職の氏名及び役職名並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語により、記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日又は契約事務取扱要領第９条第２項の規定による申請の時期

三　契約担当職の氏名及び役職名

（指名競争の公示等）

第７条　契約担当職は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示しなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名されるために必要な要件についてするものとする。

３　前項の規定により指名される競争参加者に対しては、契約事務取扱要領第10条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知しなければならない。

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第１号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約事務取扱要領第９条第２項による申請があったときは、速やかに、その者が同条第１項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約担当職は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約担当職は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては契約事務取扱要領第10条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。